

証明書交付申請にあたっての注意事項

1 窓口での本人確認について

- ・ 他人になりすました証明書の交付申請を防止し、皆様の大切な個人情報をお守りするため、証明書の交付申請の際に、窓口での本人確認書類の提示をお願いしております。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

1点でよいもの	運転免許証、パスポート、個人番号カード、障害者手帳(顔写真有り)、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書(H24.4.1以降に発行されたもの) 写真が貼付された官公庁が発行する証明書 など
2点必要となるもの	各種被保険者証、年金手帳、年金証書、学生証、社員証 など

※ただし、つくばみらい市に本籍がない方の戸籍を請求する場合は、上記のうち「1点でよいもの」にあるような顔写真付の公的な身分証明書の提示が必須となります。

2 住民票の写し等の交付申請にあたっての注意事項

- ・ 本人及び同一世帯員以外の方が申請する場合には、関係書類(委任状など)が必要となります。
- ・ 第三者が申請する場合には、疎明資料(具体的に申請の理由が確認できる書類)が必要となります。
原則として、本籍・筆頭者・世帯主・続柄などを省略した住民票の写しとなります。
- ・ 住民票コード・個人番号(マイナンバー)の記載を希望される場合は、写真付きの公的身分証明書(運転免許証、パスポート等)が必要となります。
写真付きの公的身分証明書(運転免許証、パスポート等)をお持ちでない方、または委任状持参の方は、窓口で即日交付せず、ご本人のご自宅宛に簡易書留で郵送させていただきます。
- ・ プライバシーの侵害等になるような不当な請求には応じられません。
- ・ 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは罰金に処せられます。(住民基本台帳法第46条第2号)

3-1 戸籍証明書等の交付申請にあたっての注意事項(つくばみらい市に本籍がある場合)

- ・ つくばみらい市に本籍がある方の戸籍で、その戸籍に記載されている方及びその配偶者、直系尊属(父・母・祖父・祖母など)、直系卑属(子・孫など)以外の方が申請する場合には、関係書類(委任状など)が必要となります。
- ・ 第三者が申請する場合には、疎明資料(具体的に申請の理由が確認できる書類)が必要となります。
- ・ 受理証明書は届出人が申請者となります。代理人が申請する場合には、届出人からの委任状が必要となります。
- ・ 身分証明書及び独身証明書は本人申請となります。代理人が申請する場合には、本人からの委任状が必要となります。
- ・ プライバシーの侵害等になるような不当な請求には応じられません。
- ・ 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときには刑罰が科せられます。(戸籍法第135条・136条)

3-2 戸籍証明書等の交付申請にあたっての注意事項(つくばみらい市に本籍がない場合)

- ・ つくばみらい市に本籍がない方の戸籍を申請(広域交付)する場合には、その戸籍に記載されている方及びその配偶者、直系尊属(父・母・祖父・祖母など)、直系卑属(子・孫など)からの申請に限ります。
- ・ 委任状による申請はできません。
- ・ コンピュータ化されていない一部の戸籍や除籍は発行することができません。
- ・ 戸籍や除籍の抄本(個人事項証明書)は発行することができません。
- ・ 戸籍の附票、身分証明書、独身証明書などは発行することができません。
- ・ プライバシーの侵害等になるような不当な請求には応じられません。
- ・ 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときには刑罰が科せられます。(戸籍法第135条・136条)

従来どおり本籍地の市区町村窓口にご申請ください。

4 印鑑登録証明書の交付申請にあたっての注意事項

- ・ 交付申請時に印鑑登録証(手帳またはカード)が必要となります。登録印鑑(実印)は必要ありません。
- ・ 登録者本人の印鑑登録証(手帳またはカード)を持参いただければ、代理人としての権限が認められます。別途委任状は必要ありません。
- ・ 申請内容に誤りがある場合は、証明書の発行はできません。

5 手数料の免除について

- ・ 生活保護を受けている方は、ご本人世帯分については手数料が免除になりますので、窓口で受給証明書を提出してください。

ご不明な点がございましたら、窓口でお尋ねください。